

ワシントン金協定と公的通貨当局の金売却政策〔I〕

瀧 口 治

I. はじめに

1971年8月のニクソン・ショック（金ドル交換性停止）、1976年第二次IMF協定改正（78年発効）による金条項の撤廃、IMF保有金売却開始等によって、国際通貨制度における金の役割は大幅に後退したと見なされ、金廃貨論が主流となった。これを反映して1980年以降、とりわけ1990年代と21世紀初頭の現在までに生じた金を巡る諸情勢についての研究・分析は余りなされておらず、多くは第2次世界大戦前の金本位制時代を中心としたものである。

1999年12月にノーベル賞受賞記念のスピーチでロバート・マンデルは「今日、われわれが手にしていない重要なものは、世界的な通貨、すなわち価値の基準である……。今日の通貨制度の本質的な部分から、金が欠落してしまったことによって、今世紀は、この数千年間における類のない時代になってしまった。」と述べているが、ナショナル・カレンシー（アメリカ・ドル）やリージョナル・カレンシー（ユーロ）を基軸通貨とする現行の国際通貨体制の下で（グローバル・ガバメントによるグローバル・ポリシーが欠如したままで）ナショナル・ガバメントによるグローバリゼーションの推進が各分野での不安定な状況を生みだして反グローバリゼーションの対抗軸を形成させている状況がある。他方で世界経済は戦後始めて同時不況に突入しようとしている。世界が協調して世界経済を運営していく必要性が強く認識され始めている。

このような状況下において特定の国に属さない金の再評価が改めて行われる必要がある。各国・地域並びにそれらの総体としての国際機関の金に対する対応を早急に分析しておく必要がある。

本稿とそれに続く研究において、上記の認識の下にこの20年間、とりわけ

90年代から現在までの金研究の空白を埋めることをその目的としている。

その具体的内容については、民間部門、公的部門（国際機関を含む）の金の需給分析、公的機関（IMFやECB等の国際機関を含む）における金管理政策の変遷とその評価、とくに90年代後半から現在まで続いているイギリスを代表とする先進国通貨当局やIMFによる金売却政策の総合的評価を1999年9月の「ワシントン金協定」（Washington Agreement on Gold:以下WAG）に注目しつつ行っていくというものである。

本稿ではとりわけ公的通貨当局の金準備市場売却政策の是非を巡る論争が展開されている中での15中央銀行によるWAG（1999年9月26日）の内容と協定締結に至る経緯について検討を行う。

II. ワシントン金協定（WAG）

II-1. WAGの合意5項目について

1999年9月26日ワシントンにおいてIMF・世銀年次総会とは別の形でECB（欧州中央銀行）に加えて、ユーロシステムの11の各国中央銀行（ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、ベルギー、フィンランド、アイルランドおよびルクセンブルグ）とスウェーデン、スイス、イギリスの中央銀行がその金保有に関する意図を明確にする目的で以下の5項目にわたる共同声明を発表した。それは国際条約の法的効力を持っていないという点では未だ紳士協定であるけれども、上記の欧州15の中央銀行総裁によって署名された明示的な協定である。加えてイングランド銀行を除く14の中央銀行は金準備に対する法的責任を持っていることに留意しなければならない。（イングランド銀行は、イギリスの金準備に法的責任を有するイギリス大蔵省に代わって署名した。）¹⁾

記者会見においてドイセンベルグECB総裁によって明らかにされた5項目

1) World Gold Council, WGC Review-The Washington Central Banks Agreement on Gold- 6 October 1999.

は以下のものである。

1. 金はこれからも世界の重要な準備資産であること。
2. 上記欧州15中央銀行は、すでに決定済みの金売却を除いては市場に売り手として参加しないこと。
3. すでに決定済みの金売却は今後5年間にわたっては協調的な売却プログラムにしたがって行われること。加えて、年間の売却量は約400トンを超えないものとし、この期間（5年間）中の総売却量は2,000トンを超えないこと。
4. この協定への署名者は、この期間中は金リーシングを拡大したり、金フューチャーズと金オプションの使用を拡大したりしないこと。
5. この協定は5年後に見直しされること。

この声明は、公的売却に対する悲観的予想とそれを反映した金価格の低迷に悩んでいた金市場関係者からは当然のことながら歓迎された。

またこの協定が締結される以前のケルン・サミット（1999年6月）で重債務貧困国の債務削減の財源として合意されたIMFの金売却政策の見直し作業を7月に着手していたアメリカはもちろんのこと日本や国際機関のIMF、BISも相次いで協定に対する同意を表明した。

II—2. WAG締結の背景

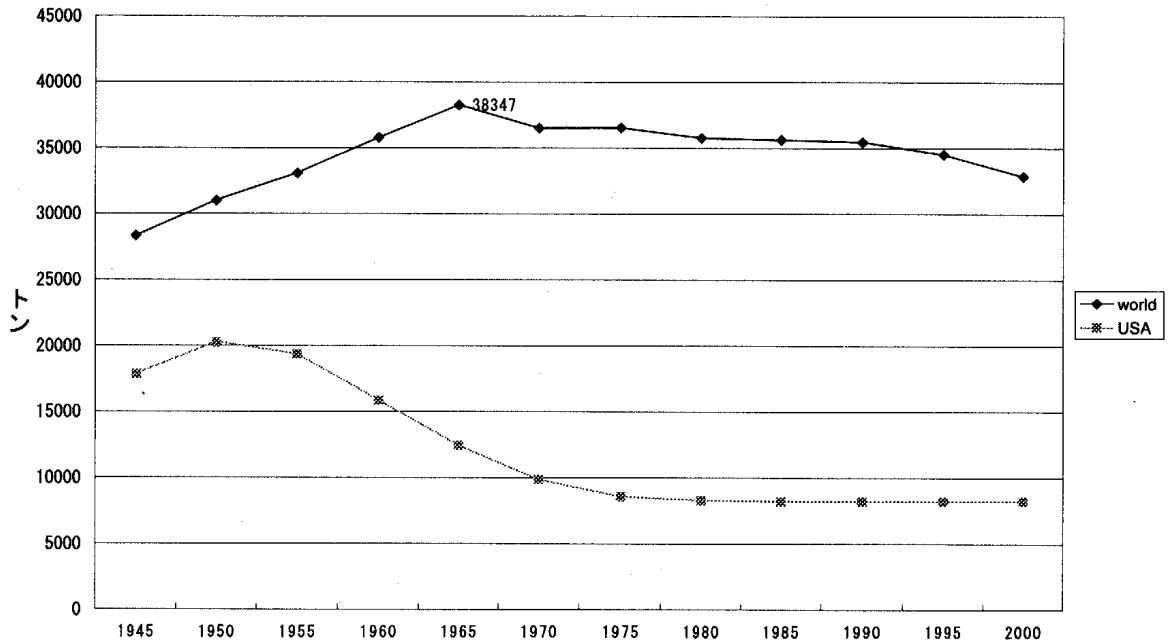
WAGの合意5項目は一読すれば明らかなように公的通貨当局が金市場に対して供給者として過度の影響を与えることを抑制しようとするものである。このような協定を締結するに至った背景を簡単に振り返ってみよう。

20世紀の公的保有の推移についてはTimothy Greenの論文「中央銀行の金準備」²⁾のなかで詳しく論じられている。

2) WGC-Public Policy Centre Research Studies No.23, "Central Bank Gold Reserves-An historical perspective since 1845" by Timothy Green, November 1999.

彼が作成したデータをベースにしつつ95年以降のデータについてはワールド・ゴールド・カウンシル (World Gold Council: 以下WGC) の修正されたデータに置き換えてこの間の推移を5年単位で見たものが第1図である。全

第1図 第二次世界大戦後の公的金の保有の推移



体的なトレンドは明白で世界の金準備は1950年代極めて緩やかに上昇し、1965年に世界全体でも各国別合計でも最大（世界全体38,347トン、国別合計37,124トン）となり、それ以降は途中若干の揺り戻しはあるものの趨勢的には緩やかな減少に転じて2000年末で32,956トンである。この35年間で約5,400トン、年平均約154トン減少している。

Timothyの表で本稿との関連の中で興味深いのは各国別合計保有量が大幅に減少に転じた年が1989年（29,269トン）であることである。対前年比176トンの減少であり、カナダ、フィリピン、南ア等減らしているもののその大半はベルギーの金保有量の減少（107トン）に帰因する。同国は第1表「公表された中央銀行保有金売却（1989-98）」で明らかのように、この年を境に以後5回合計で1,006トンの金売却を行った。またオランダもこの間700トンの金売却を行った。公表された部分についてはあるが89年から98年までの10年間で累計2,075トン、年平均207.5トンの公的売却である。

1989年の欧州の中央銀行による金売却がWAG締結に至る主要なマイルストーンの一つとして位置づけられるわけである。

第1表 公表された中央銀行保有金売却 (1989—98)

国名	売却量(トン)	公表日	処分の方法と時期
ベルギー	127	89/Mar /22	65トンスペイン中央銀行, 残りBISを通じて市場売却
ベルギー	202	92/Jun /17	92年3月から6月初めにかけてBISと他の公的機関を通じて市場に売却
オランダ	400	93/Jun /12	92年第4クォーター直先売却の組み合わせ, 最終引渡93年2月
ベルギー	175	95/April /24	95年第1クォーター大部分市場で売却, 一部他の中央銀行の買取と考えられる
ベルギー	203	96/Mar /27	96年初め市場で売却, 96年3月引渡
オランダ	300	97/Jun /13	96年後半先物ベースで市場に売却, 決済は97年2月3月
オーストラリア	167	97/Jul /3	97年前半に先物ベースで市場に売却97年6月125トン引渡, 残り8月9月
アルゼンチン	125	97/Dec /3	以前購入の一連のプット・オプション, 97年1月~7月行使
チェコ共和国	25	98/Feb /25	97年前半に先物ベースで, 引渡98年3月
ベルギー	299	98/Mar /18	97年後半6ヶ月間にわたって先物ベースで, 引渡98年3月
カナダ	5.2	98/Aug /6	7月中に売却
カナダ	4	98/Sep /3	8月中に売却
ルクセンブルク	—	98/Sep /4	量公表されず, 約11トンと推定されている
カナダ	7	98/Oct /2	9月中に売却
チェコ共和国	31	98/Sep /11	先週中に売却
カナダ	2.1	98/Nov /2	10月中に売却
カナダ	3.1	98/Dec /1	11月中に売却
累計	2075.4		累計でベルギー1006トン, オランダ700トン売却

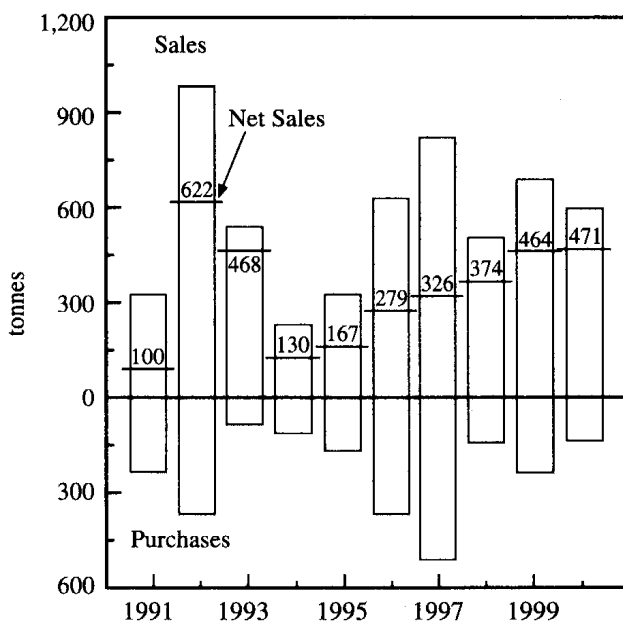
資料: World Gold Council, Gold in the Official Sector, No.5 P.7, Oct. 1998,
 同じくWGC, UK Treasury Gold Sales—Questions & Answers—11 May 1999より作成

この欧州の諸中央銀行による売却以外に非欧州系の中央銀行による売却もまたもう一つのマイルストーンといえることができよう。同じく第1表からこれらの中央銀行とは1997年に一回限りの形での売却を行ったオーストラリアとアルゼンチンと一回当たりの売却量は少ないものの継続的なプログラムに基づいて売却を行っている (これはこれで市場に与える心理的圧迫要因として無視できないものがある) カナダの中央銀行である。

もちろん売却ばかりではなく購入も通貨当局により行われていることに注意を払わなければならないが, 近年ポーランド, ロシア, フィリピン等その金保有を増やしているものの, 量的には売却に比べ遙かに少量である。この点については第1表とはカバーする期間に2年の違いがあるが第2図「世界の公的部門の金売却と購入」が明らかにしている。同図の純売却の合計は3,401トンであり, この10年間の年平均純売却量は340トンである。1991年から

1998年までの8年間の合計でも2,466トンであり、この間年平均308トンの売却超過である。(同じく第2表「世界の金需給」第2欄「公的売却」参照)³⁾

第2図 世界の公的部門の金売却と購入



出典：Gold Field Mineral Services Ltd 前掲書, P52

第2表 世界の金需給

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	年成長率
供給											
鉱山生産	2162	2237	2291	2282	2276	2361	2479	2538	2568	2573	1.95%
公的売却	100	622	468	130	167	279	326	374	464	471	
スクラップ回収	482	488	576	617	624	640	628	1097	616	611	
純生産者ヘッジ	66	135	142	105	475	142	504	97	506	—	
退蔵放出	319	6	—	171	57	95	297	—	—	291	
供給合計	3129	3488	3477	3305	3600	3518	4234	4106	4154	3946	
需要											
加工需要											
宝飾用	2359	2762	2554	2619	2792	2851	3349	3156	3149	3175	
その他	517	445	487	456	502	484	560	569	595	563	
加工需要合計	2876	3207	3042	3074	3293	3336	3909	3724	3744	3739	2.96%
金塊退蔵	252	282	162	231	306	182	325	173	240	198	
純生産者ヘッジ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
投資	—	—	273	—	—	—	—	208	170	—	
需要合計	3129	3488	3477	3305	3600	3518	4234	4106	4154	3946	
金価格	362.26	343.95	359.82	384.15	384.05	387.87	331.29	294.09	278.57	279.11	

出典：Gold Fields Mineral Services Ltd, “Gold Survey 2001”, P 7

第3のマイルストーンとしてはやはり1998年末から1999年前半にかけてのスイス、イギリスの通貨当局、およびIMFによる金売却計画の動きであろう。

これら当局の動きについては個別に検討する必要があるが、これまでみてきた1989年以降の公的通貨当局による金売却の動き（第1～2表及び第2図）とこの間のロンドン市場ドル建て金価格の動き（第3図）を対比させると公的金準備の売却量の増加と金価格の下落との間にかなりの相関関係が見られることに注目しておく必要がある。とくに1996年以降から1999年前半にかけてこのことがいえるように思われる。この間1オンス当たり100ドル以上の下落となっており、1997年には高値と底値の開きが25%以上に達しており、金売却に出遅れた当局の金売却への強い焦りを掻き立てたであろうことは想像に難くない。

その意味ではスイスの金売却が1997年に初めて計画されたということはよく理解できるところである。スイスでは、1998年12月に下院でその保有金の約5割に相当する1,300トンの売却が可決され、99年4月18日の国民投票の結果、スイスが保有する金準備の売却については2000年3月以降に可能となった。⁴⁾

3) Gold Field Mineral Services Ltd (以下GFMS) のGold Survey 2000においても1990年から1999年の10年間のデータがあり、1990年の純売却は199トンとなっている。なお、2000年版と2001年版では同年次の数字が大幅に異なっている。これは公式の準備の一部ではない公的保有金—したがってIMFのデータにはない—の取引が中央銀行による売買の推定値のなかに含まれているためである。

4) 2000年5月2日スイス・ナショナル銀行は9月末までにBISを通じて120トンの金を売却する計画であり、その計画がWAGに従うものであるとの声明を発表した。(WGC, Gold in the Official Sector, No.12, P. 3, P. 7 参照)

同月の24.4トンの売却を皮切りに6月27.4トン、7月19.4トン、8月24.9トン、9月24.7トン、合計で120.8トンの売却を行った。10月以降も毎月の売却を行っており、次表（第3表）参照のこと。

第3表 WAG前後のスイスの金売却

	売却合計1	売却合計2	Jan.	Feb.	March	April	May	June	July	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.
2000	-170.8	-96.1					-24.4	-27.4	-19.4	-24.9	-24.7	-17.5	-17.5	-15.0
2001	-198.7	-208.0	-16.0	-17.1	-17.6	-15.0	-16.5	-16.5	-16.9	-17.7	-15.2	-25.6	-24.6	
2002	0.0	-65.4												
合計	-369.5	-369.5												

資料：World Gold Council, "Gold in the Official Sector", No.11 (April 2000)～No.18 (Jan. 2002) より作成。

注：「売却合計1」は暦年ベース、「売却合計2」は前年9月から1年間の合計で、WAG対応の統計概念。

現実の金売却がかなり先になるとの見通しが強かったものの、これが金価格の先安観をいっそう強めたことはいうまでもない。

次にイギリスの金売却計画は、1999年5月7日イギリス大蔵省によって「イギリスの保有準備の再構成」⁵⁾と題して発表された。そのねらいは、保有準備中の通貨構成比率を高めてそのポートフォリオのバランスをよりよくするというもので、外貨購入の手段として保有している金準備(715トン)の一部(415トン)を売却して300トンにまで金保有を減少させ、1999—2000年には7月開始、隔月毎の5回のオークションで125トンを売却するというものである。

これまで16回行われたオークションの結果については、第4表「イギリスの金オークション」にまとめてある。オークションで成立した価格とオークション当日のロンドン金市場価格(午後)、並びに両価格差については第4図「金価格推移表」と第5図「価格差推移表」を参照されたい。これらは主として次稿以降の分析のために作成したものであるが、ここの関連では最初の2回のオークションについてのみ注意しておこう。

第4表から明らかのように、WAGが締結される直前までに2回のオークションが強い売却中止の要求にも関わらず行われた。トン数に換算し直すとそれぞれ25トンの売却であり、市場価格に対し抑制ないし引き下げ圧力となったことが見て取れるであろう。とくに7月の金売却で金価格は20年振りの低価格に急落し、南アフリカの金鉱が倒産するなど影響が拡大した。

最後にIMFの金売却計画についてみておこう。

IMFは現在3,217トンの金を保有しているが、IMFにおける金の位置づけはIMF協定の第2次改正により、金を平価制度の基準として用いたり金に準拠してSDRの価値を決める方式が廃止され、IMFと加盟国間の取引における金の義務的使用も廃止された。この改正により、IMFが金の価格を管理したり、固定価格を設定することも禁じられている。しかし、IMFは市場価格に基づ

5) HM Treasury News Release, 77/99, 7 May 1999, "Restructuring UK Reserve Holdings".

第4表 イギリスの金オークション (1999.7~2002.1)

会計年度	年月日	オークション	(a)売却金量 単位oz	(b)入札応募量 単位oz	(c)倍率 (c)=(b)/(a)	割当量 単位oz	割当価格 単位\$	割当価格での 割当倍率*	Ln. Fix.PM	価格差**
1999/2000	99.07.06	第1回	803,600	4,174,400	5.2	804,000	261.20	91.8285%	257.60	-3.60
	99.09.21	第2回	803,600	6,420,400	8.0	804,000	255.75	58.5353%	258.85	3.10
	99.11.29	第3回	803,600	1,669,600	2.1	804,000	293.50	47.9496%	292.25	-1.25
	00.01.25	第4回	803,600	3,451,200	4.3	804,000	289.50	56.4770%	288.00	-1.50
	00.03.21	第5回	803,600	2,411,600	3.0	804,000	285.25	46.9925%	285.15	-0.10
		小計	4,018,000	18,127,200	4.5	4,020,800	277.04			
2000/2001	00.05.23	第1回(6)	803,600	2,134,400	2.7	803,600	275.25	73.7000%	274.05	-1.20
	00.07.12	第2回(7)	803,600	1,046,00	1.3	804,400	279.75	2.6667%	279.95	0.20
	00.09.19	第3回(8)	803,600	2,103,600	2.6	804,400	270.60	15.6522%	271.85	1.25
	00.11.07	第4回(9)	803,600	2,670,400	3.3	804,400	264.30	36.2163%	265.50	1.20
	00.01.23	第5回(10)	803,600	3,852,400	4.8	804,600	268.00	35.8035%	266.10	-1.90
	00.03.14	第6回(11)	803,600	1,800,000	2.2	804,800	266.00	41.1765%	263.85	-2.15
		小計	4,821,600	13,607,200	2.8	4,827,200	271.58			
2001/2002	01.05.15	第1回(12)	643,200	2,387,200	3.7	644,400	268.00	72.3619%	266.60	-1.40
	01.07.11	第2回(13)	643,200	2,610,400	4.1	643,600	267.25	48.2353%	267.55	0.60
	01.09.12	第3回(14)	643,200	2,755,200	4.3	644,400	280.00	61.3818%	279.00	-1.00
	01.11.27	第4回(15)	643,200	1,655,600	2.6	644,400	273.50	82.7412%	273.30	-0.20
	02.01.16	第5回(16)	643,200	881,200	1.4	643,600	283.50	61.3334%	284.60	1.10

資料：Bank of England, "HM Government Gold Auction Result", 各号より作成

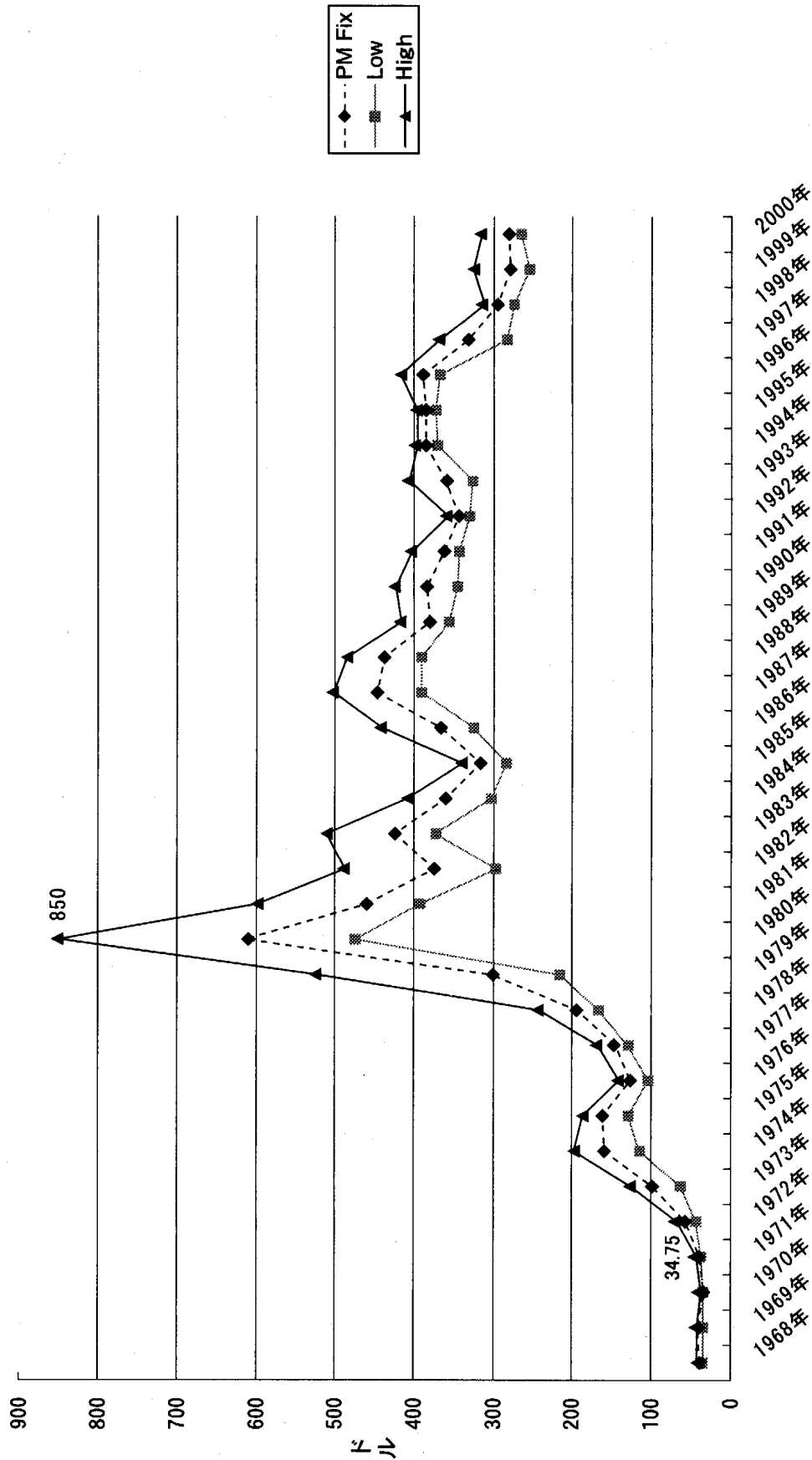
*：割当価格での入札応募量に対する割当率

★★：ロンドン市場価格—オークション価格

いて金を売却することは認められており、その時点での市場価格を踏まえて双方が合意したレートで加盟国が金を債務返済に使うことは可能である。しかしながら、IMFはそれ以外に金取引を行う権限を有してはおらず、金の貸付け、リース、スワップといった取引や、金を担保に使うこと、さらには金を購入する権限も有してはいない。

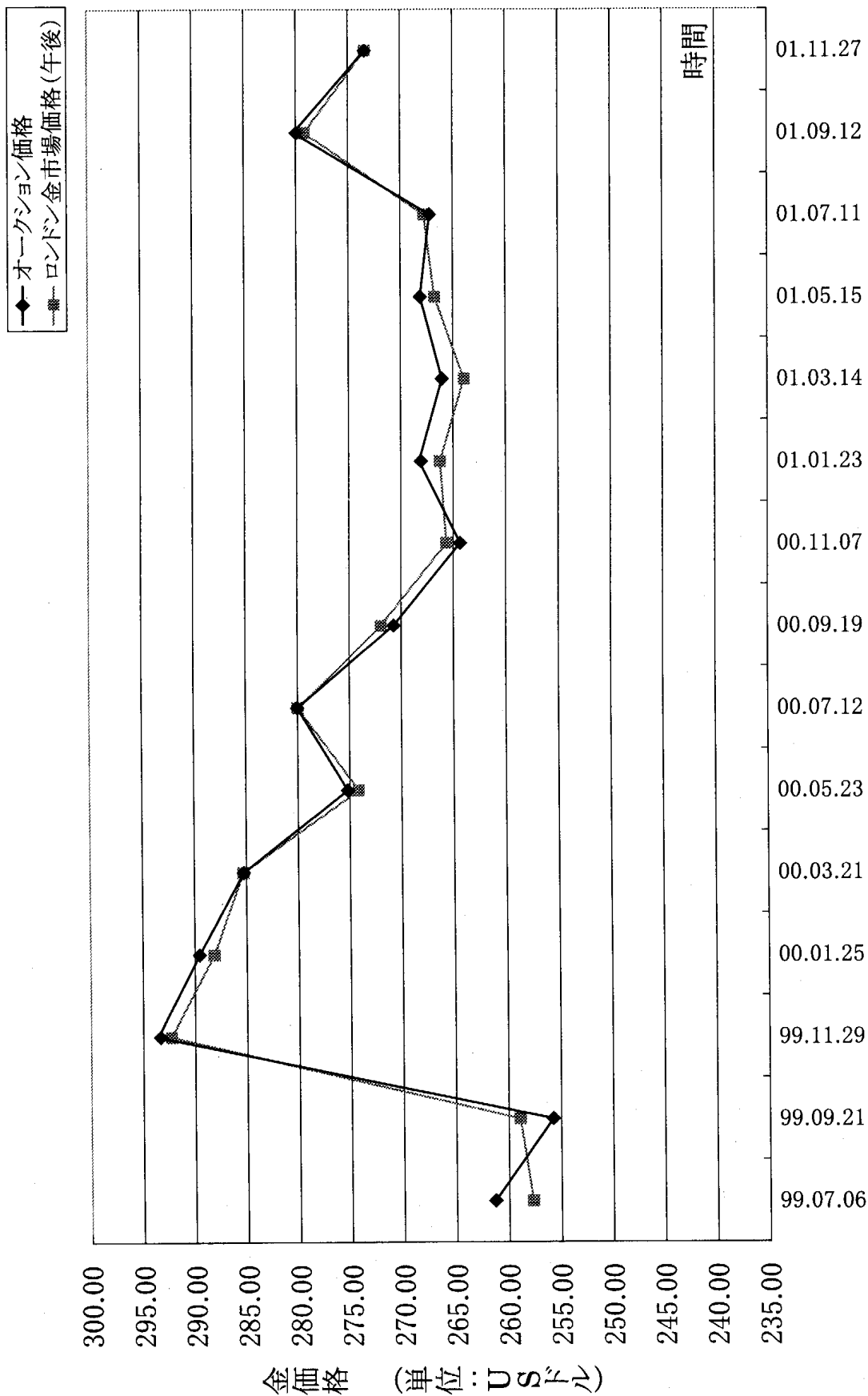
このようは制約はあるものの、IMFは1999年7月のケルン・サミットでの合意としてその保有する金の約1割に相当する1,000万トロイオンス（約310トン）を売却し、その売却益で重債務貧困国の債務削減を行うことが計画されていた。しかし先に述べたイギリスの金売却による金価格の急落がアフリカの産金国経済を直撃し、これらの国々の多くがIMFの重債務貧困国の債務削減対象国であったことから、IMFの金売却政策の意義そのものが問われる事態となった。ここにいたってIMFは金市場に影響を与えない形での金売却益創出策を工夫することを迫られることになったのである。IMFは次稿

第3図 金価格の推移 (1968—2000)

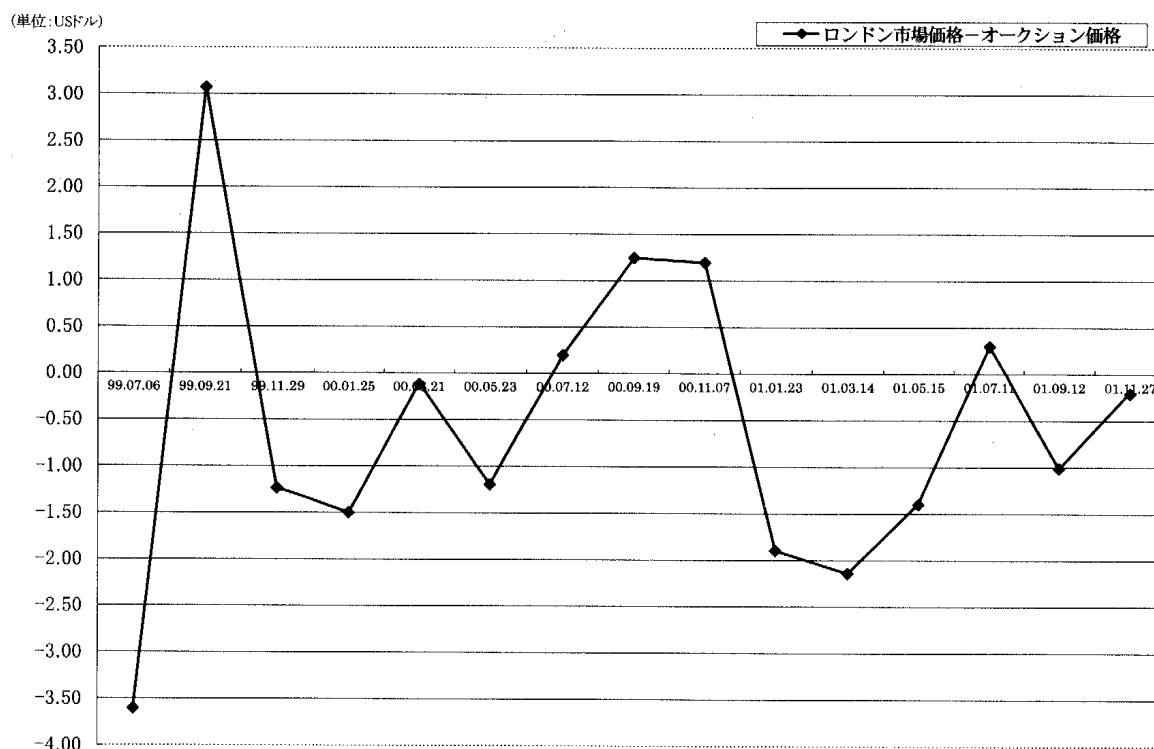


資料：GFMS, 前掲書, P.102. ドル建平均価格はロンドン市場午後の建値ベース, 高低は同市場午前, 午後両建値ベースであることに注意。

第4図 金価格推移表



第5図 金価格差推移表



以降で詳述するIMFによる「金のオフ・マーケット（市場外）取引」を工夫してこの事態の打開をはかったのである。

IMF理事会は1999年9月24日年次総会での採択のために総務会に提出される「IMFによる金のオフ・マーケット取引」に関する決議案を承認し（Decision No.12069-(99/110)）⁶⁾、続いて同年12月8日、HIPC（重債務貧困国）イニシアティブにおけるIMFの資金繰りを助けるために、1,400万オンスまでのIMFによる金のオフ・マーケット取引を認める決定を行った。

Ⅲ. まとめ

以上見てきたように、1989年に欧州の中央銀行により始められた金売却はその後の10年間に公的通貨当局による金売却政策の本格的な展開という様相を呈しはじめ、スイス、IMF、イギリスの金売却計画でその極に達し、金市

6) IMF Annual Report 2000, P.148

場に、したがってまた産金業に依存する発展途上国に致命的な打撃を与え、加えて金準備の過半を保有する国々の対外準備の価値保全にマイナスの影響を与える事態に陥り、イギリスの金売却政策で明らかにされたようなその政策目的を達成するというよりはむしろ逆行する展開となったといえよう。この事態を打開するには、各国の個別対応では解決できず、国際的な何らかの対応が求められる状況に追い込まれていたと考えられる。WAGとIMFのオフ・マーケット取引がその一つの解答であったといえよう。

これらの対応が的を得たものであるか否かの評価に関しては次稿以降で行い、ここでは世界の公的金保有に占めるWAG関連国のウエイトについて第5表を用いて指摘しておくことにしよう。

第5表 世界の公的金保有状況 (1999年9月末)

協定国	保有量 (トン)	世界に占めるシェア		保有量 (トン)	世界に占めるシェア
ドイツ	3,469	10.4%	スペイン	523	1.6%
フランス	3,024	9.0%	オーストリア	410	1.2%
スイス	2,590	7.7%	ベルギー	258	0.8%
イタリア	2,452	7.3%	スウェーデン	185	0.6%
オランダ	1,012	3.0%	フィンランド	49	0.1%
ECB	747	2.2%	アイルランド	6	0.0%
イギリス	665	2.0%	ルクセンブルグ	2	0.0%
ポルトガル	607	1.8%	小計 (1)	15,998	47.7%

協定遵守国	保有量 (トン)	世界に占めるシェア	売却しないと予想される国	保有量 (トン)	世界に占めるシェア
アメリカ	8,139	24.3%	オーストラリア	80	0.2%
日本	754	2.2%	南ア	126	0.4%
IMF	3,217	9.6%	小計 (3)	206	0.6%
BIS	199	0.6%			
小計 (2)	12,309	36.7%	小合計 (4)	28,514	85.1%

協定アンカパー国	保有量 (トン)	世界に占めるシェア		保有量 (トン)	世界に占めるシェア
台湾	422	1.3%	カナダ	68	0.2%
ロシア	411	1.2%	デンマーク	67	0.2%
中国	395	1.2%	パキスタン	65	0.2%
インド	357	1.1%	ウルガイ	56	0.2%
ベネズエラ	301	0.9%	スロバキア共和国	40	0.1%
レバノン	287	0.9%	チリ	38	0.1%
フィリピン	174	0.5%	ノルウエイ	37	0.1%
アルジェリア	174	0.5%	ペルー	34	0.1%
サウジアラビア	143	0.4%	ブルガリア	32	0.1%
ギリシャ	141	0.4%	ボリビア	29	0.1%
ブラジル	130	0.4%	ヨルダン	26	0.1%
トルコ	117	0.3%	アラブ首長国連邦	25	0.1%
ルーマニア	101	0.3%	モロッコ	22	0.1%
ポーランド	103	0.3%	ジンバブエ	19	0.1%
インドネシア	96	0.3%	エルサルバドル		
クエート	79	0.2%	以下40カ国	173	0.5%
タイ	77	0.2%	小計 (5)	4,432	13.2%
エジプト	76	0.2%	合計 ((4)+(5))	32,946	98.30%
マレーシア	73	0.2%	世界合計	33,513	100%

注：各国・機関の個別の金保有量の合計トン数と小計欄のトン数等は前者の少数第1位を丸めているため一致しない。

出所：World Gold Council, World Official Gold Holdings, Sept. 1999より作成。

第5表から明らかなように、WAG締結直後の1999年9月末時点の国際機関保有分も含めた世界の公的金保有33,513トン⁷⁾の内WAG調印15ヵ国の金保有は15,998トン(47.7%)である。これに加えてWAG声明後協定遵守を表明したアメリカ、日本、IMF及びBISの金保有は12,309トン(36.7%)、及び保有金を売却しないと予想される国オーストラリアと南アの金保有分は206トン(0.6%)である。これらを合計すると28,514トン(85.1%)となり、協定アンカバー国合計4,432トン(13.2%)を圧倒している。

WAGはEA (“the European Agreement”) と呼ばれるように欧州の中央銀行による協定と捉える見方⁸⁾もある。これはWAG調印国15ヵ国が欧州地域に属している面を捉えてのものだろう。その範囲が共通通貨EURO参加国やEU参加国を超えた欧州域内の国々の協定という意味であろうが、協定の精神に対する共鳴はその地域を越えたものとなっていることは第5表で明らかであり、それが本稿においてこの協定をWAGと称する理由である。

7) ここでの統計は基本的にはIMFの統計資料IFS (International Financial Statistics) に依拠しているため全ての数値が9月末時点のものではなく数ヶ月前のものも含まれている。

8) 例えば、GFMS社。先に引用した同社の年報においては「欧州協定」の表現が用いられている。